

高島市介護サービス事業者における事故発生等の報告に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者および介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者（以下「介護サービス事業者」という。）が厚生労働省令または本市条例等に定める運営基準に従い、本市に対して行う事故発生時における報告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 報告を要する事故等

(1) 介護サービス事業者は、利用者等に対するサービス提供（送迎、通院中に起こったものを含む。）により発生した次の事故等の発生により医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合または死亡事故（死因等に疑義がない自然死および病死を除く。）について、報告を行うこととする。

ア 転倒

イ 誤薬・与薬もれ等

ウ 転落

エ 医療処置関連（チューブ抜去等）

オ 誤嚥・窒息

カ 異食

キ 原因不明

(2) 感染症、食中毒（以下「感染症等」という。）について、サービスの提供に関連して発生した場合または発生が疑われる場合で、次のいずれかの状況が生じ保健所へ報告するもの。

なお、これらについて、関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

ア 同一の感染症等によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症等の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

ウ アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(3) 職員（従業者）による法令違反および不祥事（預かり金の横領、個人情報の紛失・流失など）等が発生し、利用者の処遇に影響がある場合。

(4) サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、外部への協力を求めた場合。

(5) (1)から(4)以外の事故等で利用者の処遇に影響がある場合。

3 報告様式等

報告書の様式は、別紙「事故報告書（事業者→高島市）」とし、原則として利用者個人ごとに作成し、報告することとする。ただし、食中毒または感染症など対象者が多数となる場合は、対象者の欄は空欄でも可とし、発生日、発生者数、症状、患者数の推移などを記載するようにすること。なお、保健所への報告の際に提出した書類にそれらの事項が記載されていれば、その書類でも可とする。

4 報告手順

報告書の提出は、電子メールによる提出を基本とし、事故等の発生後速やかに、遅くとも5日以内とする。また、報告書提出後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

なお、死亡事故など利用者の身体、財産等に重大な影響があり、かつ重大性または緊急性が高いものについては、直ちに本市に電話にて第一報の報告を行うこと。

5 報告先

(1) 本市介護保険課

(2) 被保険者の属する保険者

6 本市の対応

必要に応じて、介護サービス事業者への調査および指導を行うとともに、利用者に対して事実確認を行うものとする。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。